

## ■ 控除証明書等の送付時期

この表では、受給者が入手する各種証明書について、各発行機関が発行するおおよその時期を一覧にしています。

受給者が各申告書等を作成するための助言や指導等に役立てることができます。

区 分		送付時期	送付者
社会保険料	国民年金 <sup>※1</sup> 、付加年金控除証明書	11月頃 <sup>※4</sup>	日本年金機構
	国民健康保険の納付証明書	1月～2月頃	各自治体等
	国民年金基金控除証明書	11月頃	国民年金基金連合会
	後期高齢者医療保険料納入済額通知書 <sup>※2</sup>	1月頃	各自治体等
	介護保険料納入済額通知書 <sup>※2</sup>	1月頃	各自治体等
小規模共済	個人型確定拠出年金（iDeCo）払込証明書	10月頃	国民年金基金連合会
	小規模企業共済掛金払込証明書	11月頃	中小企業基盤整備機構
	心身障害者扶養共済掛金払込証明書	10月～11月頃	各自治体等
生命保険料	確定給付年金の支払証明書	11月頃	支払機関
	生命保険料控除証明書 <sup>※3</sup>	10月頃	生命保険会社
地震保険料	地震保険料控除証明書	10月～11月頃	損害保険会社
住宅借入金等	住宅借入金残高証明書もしくは年末残高情報	10月下旬 <sup>※5</sup>	金融機関もしくは税務署
	住宅借入金等控除証明書	10月	税務署

※1 国民年金を2年前前納した時、2年分の保険料の全額を、納めた年に控除することも可能ですが、各年分の保険料に相当する額を各年に分けて控除することもできます。控除証明書はあらかじめ各年別に分割されて送付されてくるので、申告の際にどちらかを選んで添付することができます。

※2 年金から天引き（特別徴収）されている方は、「公的年金等の源泉徴収票」に納入済介護保険料額が記載されています。納付書払い（普通徴収）の方は、納めた領収書または証明書により確認します。

※3 保険始期が本年内の契約の場合、保険料控除証明書は、保険証券、または継続証の下部か横に添付しています。

※4 10月1日以降に、初めて国民年金保険料を納付した方は、翌年2月頃になります。

※5 その年の10月から12月までに借入れをした方は、翌年1月下旬頃になります。